

# 令和5年 第4回 農業委員会総会

日時 令和5年4月25日（火）午後3時00分

場所 糸満市役所 3 - C 会議室

## 農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1番 大城 真由美	2番 山城 学
3番 久保田 政子	4番 百次 成仁	5番 杉本 雄靖	6番 山城 弘美
7番 長嶺 安浩	8番 宮里 良淳	9番 玉城 正智	10番 金城 義幸

## 農地利用最適化推進委員

1番 長嶺 栄	2番 金城 正弘	3番 長嶺 淳二	4番 大城 久
5番 賀数 宏	6番 伊敷 幸隆	7番 幸地 豊	8番 我謝 久男
9番 伊礼 幸清	10番 新垣 芳隆	11番 山城 隆次	12番 山城 満
13番 志茂 政安	14番 安谷屋健治		

## 【欠席委員】

大城 真由美 百次 成仁

## 【職務のために出席した職員】

国吉 孝 金城 伊作 照谷 睦昌

## 【議事録署名人】

9番 農業委員 玉城 正智 10番 農業委員 金城 義幸

## 【議事日程】

- 日程第1 議案第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第2 議案第18号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第20号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
- 日程第5 議案第21号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について
- 日程第6 議案第22号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用集積等促進計画案に係る意見について

# 令和5年 第4回 総会 議事録

事務局	<p>これより令和5年第4回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 それでは会長よろしく申し上げます。</p>
会長	<p><b>【開会のあいさつ】</b> それでは令和5年第4回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は9番農業委員の玉城正智さん、10番農業員の金城義幸さんでお願いします。次回調査委員は、1番農業委員の大城真由美さん、2番農業員の山城学さん、3番推進委員の長嶺淳二さんでお願いします。</p>
	<p><b>【議事日程】</b> 日程第1 議案第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(11件) 日程第2 議案第18号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(1件) 日程第3 議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(6件) 日程第4 議案第20号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について(4件) 日程第5 議案第21号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について(6件) 日程第6 議案第22号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用集積等促進計画案に係る意見について(4件)</p>
	<p><b>【議題の審議】</b> それでは審議に入ります。議案第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局説明願います。</p>
事務局	<p>3ページの6番については取り下げとなります。それでは2ページをお開き下さい。1番は真栄里の2筆で売買による所有権移転であります。2番は大里の2筆で売買による所有権移転であります。3番は名城の4筆で10年間の使用貸借権の設定であります。4番は賀数の1筆で5年間の賃貸借権の設定であります。5番は与座の1筆で売買による所有権移転であります。7番は真壁の1筆で売買による所有権移転であります。8番は南波平の1筆で売買による所</p>

	<p>有権移転であります。9番は山城の1筆で売買による所有権移転であります。10番は山城の1筆で売買による所有権移転であります。9番と10番はあっせん成立によるものであります。11番は南波平の11筆で贈与による所有権移転であります。補足の説明をします、4月より農地法の改正により下限面積が撤廃となりました。たとえば4番、7番、8番については受人の経営面積が4,000㎡以下となっており今までは受付できませんでしたが今後は受付が可能となります。説明は以上です。</p>
会長	<p>只今の案件について、疑問質問があればよろしくお願ひします。 質問等なければ、只今の案件可としてよろしいでしょうか？</p>
委員	<p>下限面積が撤廃されたことの周知や啓蒙についてはどのように考えていますか</p>
会長	<p>事務局お願ひします。</p>
事務局	<p>今は積極的に情報発信をすることは予定していません。 そのため簡単に下限面積がなくなりましたのでと勧めることはできないと考えています。 そのため今は大々的に広報誌などで周知を図ることは控えたいと考えています。</p>
委員	<p>今、畑は誰でも買えるということですか。</p>
会長	<p>事務局お願ひします。</p>
事務局	<p>畑を誰でも買えるということではなく、全部効率要件と農業従事要件はありますのでその要件は確認しています。</p>

委員	農業従事の要件を確認するのに出荷伝票や確定申告の写しなどで確認したほうがいいのではないかと。第三者に対して説明できるようにするためにも。
事務局	現在、農地法第3条の申請の際に、出荷伝票などの提出までは求めていません。農業従事については、会社員ではないことや営農計画書などで判断しています。委員の提言は参考にいたします。
会長	他に質問はありませんか。 質問等なければ、只今の案件可としてよろしいでしょうか？
委員	異議なし。
会長	只今の案件可とします。次に議案第18号農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。
事務局	それでは6ページをお開き下さい。4条は1件です。1番は座波の1筆で第3種農地で貸駐車場への転用であります。以上です。
会長	現場調査員の報告をお願いします。
委員	報告します。7ページをお開き下さい 宅地に囲まれた第3種農地であります。そのため、貸駐車場への転用は問題無いものと判断しました。
会長	只今の案件について疑問質問があればよろしくをお願いします。 質問がなければ只今の案件可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。

<p>会長</p>	<p>議案第 18 号は可とします。次に議案第 19 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>10 ページをお開き下さい。農地法第 5 条について 1 番 大里の 2 筆で農地区分は第 1 種農地であります。売買による所有権移転で農家住宅への転用であります。2 番 福地の 1 筆で、農地区分は農振農用地であります。賃貸借権の設定で営農型太陽光発電設備への転用であります。3 番 阿波根の 1 筆で農地区分は第 1 種農地であります。賃貸借権の設定で車両・商品等置き場への転用であります。4 番 米須の 1 筆で農地区分は第 1 種農地であります。売買による所有権移転で、宅地の敷地拡張による転用であります。5 番 摩文仁の 1 筆で農地区分は第 1 種農地であります。売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。6 番 喜屋武の 1 筆で農地区分は第 2 種農地であります。売買による所有権移転で、一般住宅への転用であります。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>現地調査員の報告をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>報告します。12 ページをお開き下さい 申請地は第 1 種農地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外「集落接続」に該当するため農家住宅への転用は問題無いものと判断しました。次 14 ページをお開きください 申請地は農振農用地であり原則不許可であります。しかし営農型太陽光発電設備であり転用は問題無いものと判断しました。次に 16 ページをお開きください 申請地は第 1 種農地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外「集落接続」に該当するため車両・商品等置き場への転用は問題無いものと判断しました。次に 18 ページをお開きください。申請地は、第 1 種農地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外「集落接続」に該当するため宅地の敷地拡張への転用は問題無いものと判断しました。次に 20 ページをお開き下さい。申請地は第 1 種農地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外「集落接続」に該当するため一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。次に 22 ページをお開きください。申請地は宅地、雑種地に囲まれた第 2 種農地であるため、一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。皆様のご審議をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>只今の案件について、意見や疑問質問があればどうぞ。 時間を置いて、只今の案件可としてよいでしょうか。</p>

委員	異議なし。
会長	議案第 19 号は可とします。次に議案第 20 号について説明願います。
事務局	それでは、24 ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 4 件を読み上げて説明。
会長	只今の案件について、同意としてよいでしょうか？
委員	異議なし。
会長	議案第 20 号は同意とします。次に議案第 21 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について事務局説明願います。
委員	それでは、33 ページをお開きください。農業経営基盤強化法利用権設定について 5-1～5-6 まで読み上げて説明。
会長	只今の案件について、疑問質問があればよろしくお願います。質問等がなければ、只今の案件は可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	議案第 21 号は可とします。次に議案第 22 号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用集積等促進計画について事務局説明願います。
事務局	それでは、35 ページをお開きください。農地中間管理事業の推進に関する法律農用地利用集積等促進計画について 5-1～5-4 まで読み上げて説明

会長	只今の案件について、疑問質問があればよろしくお願ひします。 質問等がなければ、只今の案件は可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし
会長	議案第 22 号は可とします。本日の案件は以上です。 以上で本日の総会を終了いたします。  <p style="text-align: right;">議事録署名人 9 番 農業委員 玉城正智 10 番 農業委員 金城義章</p>